

救援組織の確立に向けて

東京地区黒色救援会の今までの活動は、北海道庁赤レンガ爆破事件の清水修一君に対する救援活動を中心とするものであった。というよりも、もともとそれは清水修一君に対する救援組織として作られたものである。それを「清水君を支援する会」といった個別的な名前ではなく、「東京地区黒色救援会」というような、少し構えた名称にしたのは、清水君への救援活動をバネとして、恒常的な救援組織をつくり出したいという思いが、一方にあったからだった。

清水君に対する支援活動は十分なものとはいえなかったし、全面的な総括を必要とされているのだが、今ははなはだ不十分な総括しかなしえない。その前に、清水君が罪に問われた「爆発物取締罰則」の現状について若干述べておく方が良いと思う。

「爆取」法は明治十七年、加波山事件を直接契機として、時の自由民権運動を弾圧するため、太政官布告として布告された。その第一条は「治安ヲ妨ゲ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ、爆発物ヲ使用シタル者及ビ人ヲシテ使用セシメタル者ハ死刑ニ処ス」となっており、使用した爆発物が現実に爆発しなく

東京地区黒色救援会

(文責・西塔昌弘)

ても、したがって「人ノ身体財産」に何らの損傷もあたえず、また治安を全然妨げなくても、死刑である。このように「爆取」は近代刑事法の原則を無視しており、ただひたすら治安弾圧法として「勅旨を奉って」「布告」し命令されたのであった。そして、治安弾圧法であることにより、「法」としての様々な欠点、とりわけ現行憲法に対する明白な違憲性にもかかわらず、「法」として通用しているのである。今や「爆取」は治安維持法の花形なのだ。六〇年代後半以後の斗争に対する弾圧において、「凶準」が戦術法とするなら、「爆取」は戦略法といえるだろう。権力は「爆取」によるデッチ上げ（「警視總監公舎」「日石・土田」「ありんセンター」等）フレーム・アップ、あるいは個々の爆弾斗争の弾圧を導火線として、「アバウト・ローラー策戦」等の展開により左翼圧殺を確実に推進している。我々が今なすことは、「総監舎」あるいは「日石・土田」等のデッチ上げを暴露し、虚構を解体することを通じて、このような権力の左翼圧殺策動を空中分解させることでなければならぬ。

清水君が逮捕されたのは七二年もおしつまった十二月であった。事件の内容は、七一年九月九日に北海道庁赤レンガ庁舎地下機械室で時限爆弾を爆発させたというもの。さらに、七三年の二月に多摩美大の裏山から、清水君が埋めておいたという手製爆弾が発見されている。

まず何よりも反省しなければならぬのは、地裁段階における公判斗争をおさなりにしたことであろう。その原因として、権力側の被告分断策動を許してしまい、統一公判を実現できなかったこと。法廷においても、あくまで九・九斗争を斗い抜くとすれば、統一公判は絶対に必要なことであった。弁護士も、すでに我々が清水君と接触を持ったときには、警察推選の弁護士が、父親との関係もあって選任されており、きわめてまづい条件下にあった。しかし、我々の方にも、最初から、むこうの言いなりになって、早く出て来るようにしようがないという気持があったこと、また、実刑を受けてもしようがない、清水君もその覚悟はあって、ああいり行動をしたのだろう、という気持があって、本気で清水君の公判斗争に取り組むことがなかったことを反省しなければならぬ。もっとも、それに清水君達の斗いをあまり評価できないという感じも重なっていた。とにかくこちらとしては、一番いいのは、正しい意味で清水君が九・九斗争について自己批判し、後はなるべく早く出てくるよう努力する、そんな気持だった。しかし、それは清水君が法廷において九・九斗争を斗い抜くなかから生みだされるものなのかも知れない。少くとも統一公判ぐらいは、勝ちとらなければならなかっただろうし、その際、こちらの日和見で、できるなら清水君だけの救援で、あとの会ったことも

ない人達の救援までは許してもらいたい、という思いがあった。
(資料参照)

最後に、救援組織の現在の任務をあげてみたい、まずオルグ活動として、それは必要である。全国的に、孤立した多くのアナキストと自称している部分が、個人的に決起しているのであって、その人達と連絡をとり、連合していく必要がある。また「刑法改悪」にみられるように、法的反動への対応がせまられているとき、それを担うものとしての救援組織、「爆取」デッチ上げに対する斗いとの連帯、これは、「爆弾斗争」を真に総括しえた者のみが七〇年代後半の斗争を担えるだろうことから、きわめて重要なことだ。そして救援組織が確立されれば、それだけ各グループも行動しやすいだらう。

以上をみただけでも、救援組織の活動の場は現在にかなり広いし、それだけ救援組織の強化が求められているのだといえる。そのためにも、各グループが至急救対班を作り、それらが集まって、黒色救援会を再構成すべきなのだ。

△資料▽——『リベルテール』昭和48年5・6月号より

この手紙(省略)は、札幌拘置所にいる清水君からのものです。清水君の事件に関しては、大部分の同志が断片的にしか知らないと思いますので、簡単な事件の経過を述べておきます。七一年九月九日に、北海道庁赤レンガ庁舎で時限爆弾を爆発させたということで、去年の一月二日に清水君他二名が東京と札幌で逮捕され、さらに二六日も一人が逮捕されると同時に、リベルテール

関係者他一七ヶ所が家宅搜索され、今年に入って、二月一日に多摩美大の裏山から、清水君が埋めておいたという手製爆弾五個が発見された、というのが清水君の事件の内容です。この結果、手紙にもあるように清水君は起訴中で、四月二三日にその初公判がありました。おそらく、かなり早い時期から清水君達と分っていたもようであり、その間清水君を泳がせながら、この時期に逮捕に踏みきったのは年末にあたって公安のアナ関係と道警が手柄の一つも立てておこうということだったと思います。

清水君の事件は、さまざまな波紋を投げかけたし、我々もそれらの総括をしなければならぬ時が来たと思う。ここでは僕なりに重要だと考えたことについて、付け加えておきます。

第一は、清水君の事件が、暴力というものを我々につきつけたということ。行動の基底となった清水君の理論展開は都市ゲリラ的な爆弾斗争を通じて総蜂起をかちとるため、まず自分達が北海道地区における爆弾斗争の火つけ役になる、といったものだった。あきらかに、そこには赤軍の「前段階武装蜂起」論に端的に見られる、この数年間の一つの傾向の影響が現われている。この清水君の行動に対して、リベルテール関係者内部では否定的な見方をする者の方が多く、その意見は正しいと思うのだが、ただ、清水君の行動を、爆弾ゲリラ斗争から総蜂起という路線の情勢判断の甘さからのみ批判するという、情況論だけでの切り捨ては間違っているのではないか。問題は、情勢が明確にもかかわらず、何故、清水君が爆弾斗争に走ったかということであり、そこでは、現在の左翼暴力の質と、それに対する我々の思想性が問われているのだ。

第二は、清水君に対する我々の影響力が問題となる。清水君がリベルテールと関係するなかで、その考えを変えていったことは、「都市ゲリラ―総蜂起」論を捨てて、「今すぐ総蜂起はありえない。ただ、その時のために今から武器を集めておかなければならない」という立場から、爆弾を多摩美の裏山に埋めたということに分る。そして、その変化は単に情勢判断の変更というよりは、もっと本質的な清水君自身の変化だと、我々はかなり明確に言い切れるのではないか。もし、清水君が事件を起す前に我々と関係していたら、清水君の行動を止めることができたかもしれない。とにかく、それは我々の力であり、そして我々にそのような力があるとするなら、この我々の力をより深く追求し、日常的な活動を通じて、できる限りその力を広範囲に及ぼし、第二の清水君のような無駄な犠牲を防止しなければならないだろう。では我々の力とは、清水君の事件以後、リベルテールの表紙の裏にのせられるようになった宣言にあるような非暴力性だろうか、それとも、別の何かだったのだろうか。

(文責・西塔)

『リベルテール』昭和48年7月号より
清水君に懲役五年の判決！

北海道庁赤レンガ爆発事件で、爆発物取締罰則違反で起訴されていた清水君に、7月2日、札幌地裁(佐野昭一裁判長)で懲役5年(求刑同8年)の判決があった。ただ、未決拘留のうちの150日が導入されている。なお、多摩美大の裏山で発見された手製爆弾5個は、没収された。判決理由の中で、裁判長は「憲法で

保障された思想や信条の自由は、あくまでも他の異なる思想や信条の持ち主との複数共存を前提とするものであり、暴力に訴えて自己を主張する行為は、秩序に対する挑戦である。・・・」と述べたが、その複数共存が、何ら共存共栄を示すものではなく、体制の全体主義を隠蔽し、支配者による下層人民の搾取を合理化する理念である以上、その欺瞞性を爆裂の閃光の中、一瞬のうちに照射しようとした清水君の闘いに対して、それは、ブル新を通じて、一方では懲役という、彼等の暴力性の誇示、他方では権力の暴力性に対する恐怖への複数共存なる理念による救いという二面による、人民に対するとりつくろいでしかなかった。我々は、今後も清水君の支援を通じて、この様な策動を粉碎していかねばならないだろう。

附記―前号の僕の文に対して、清水君から訂正を求めてきた手紙が来たので、次に載せます。

(西塔)

清水君の手紙

リベルテールの(5・6)受け取りました。西塔さんの書いた文の中で若干ちがっている部分があるので：まず、云わゆる「爆弾斗争」、これは私達の路線とは関係ありません。単にあの時(9・9)の武器が爆弾であったにすぎません。「爆弾斗争」というのは、マスコミが作り上げたキャッチフレーズだと思いが。しかし、私に爆弾に対するフェティシズムが全く無かったとは云えませんが。

ですから、「都市ゲリラ的な爆弾斗争」と云うよりは「爆弾斗争的な都市ゲリラ」と云った方が当たっていると思います。当時の

私達の基本的な路線は「都市遊撃戦(都市ゲリラ)↓蜂起」「ゲリラ軍団↓人民軍」で、赤軍の「前段階武装蜂起」とは異なります。とはいえ、一時期「前峰」の影響のもとに「遊撃蜂起」ということを考えたことはありますが。ということでは「爆弾ゲリラ斗争から総蜂起」という路線ではないわけです。

9・9においては、当時の情勢を「ゲリラ戦争」とは判断してはいません。「都市ゲリラ戦」へ向けての宣伝戦であり、「都市ゲリラ戦」の状況を創り出すための闘いであると認識していたわけです。そして、「戦争」という認識は全く誤りであったわけですから、先進国内部での革命斗争は「戦争」という形態はとり得ない。しかし、戦術としてのゲリラは時として非常に有効でありませんが。これは必ずしも武装斗争のことを云っているわけではありません。日本において、あるいは、他の先進諸国においての都市ゲリラ戦は否定しますが、後進国あるいは植民地における解放斗争は、戦争という形態を取らざるを得ないし、現実には多くの人民が闘っているわけです。ですから、現在、革命戦争の時代にある地域の武装斗争ゲリラ斗争は支持します。

ですから、リベルテールの「ゲリラとアナキスト」の中に、西独の「バーダー・マインホフ・グループ」とウルグアイの「ツバマロス」を同列に並べて批判しているのは誤りだと思えます。(これを書いたのはアルゼンチンの人のようですが、軍事独裁とベロニスタに対する「人民革命軍」については何も書いていませんね)。「ツバマロス」や「アラブ・ゲリラ」のテロルは単なるテロル(バーダー・マインホフや、ロシア・ナロードニキ、etc、

のよう(な)戦争状態における、レーニンの言葉をかりれば「有効に用い得る軍事行動の一形態」であり原則的にこれらを排斥することは誤りと思いません。マフノ運動、クロンシュタット蜂起、スペイン革命戦争(非暴力主義者はこれらを否定するでしようか?)

同人参加・定期講読に関する依頼状

『リペーロ』誌が、三号から『アナキズム』と誌名を変更し、新しい編集・発行の体制をもって運営することになりました。

『リペーロ』誌は日本アナキズム研究センターの活動を広く知らせることを中心的な目的として、七三年一〇月に一号(夏のセミナー報告集)、七四年三月に二号が、各々発行されてきました。内容的には 1、資料・文献の紹介 2、外国文献の翻訳紹介 3、研究の成果、を中心に誰もが発表できる場とすべく努力してきました。とくに、研究センターの例会で三つの研究テーマ(外国のアナキストグループの紹介、朝鮮人のアナキズム運動、戦後のアナキズム運動史)が設定されたことによつて、それが内容的な裏付けとなつてきました。

しかし編集等の進行とともに、現実の運動に密着した内容を盛りこんでゆくことによつて、運動の構築・理論的な深化などの課題に寄与しうる質に高めたい、という意見が次第につよまつてきました。こうした傾向は、各号の誌面でもご理解いただけます。

このような経過で、今後の長期的な発行体制を検討した結果、新たな編集方針と財政的な基盤を確立するために(同人制)と

が正当であるように、現代のゲリラもまた正当であると思ひます。以上、あまり大した問題ではないかもしれませんが、一応念のため。(以下略)

することになりました。

編集への積極的参加と協力、財政面でのご支援をおねがいいたします。

○ 「アナキズム」誌は、B5判・六〇頁程度の体裁で、発行部数は五百〜千部。隔月刊。価格は二五〇円。

○ 編集は、編集委員会方式をもつて行い、編集委員会は同人の他に有志の委員によつて構成される。

○ 同人は、毎号同人費として三千円納入することによつて、毎号五〜一〇部まで本誌を無料で配布され、編集に参加することが出来る。

○ 発行資金は同人費を中心として、その他に定期講読料、カンパで補つてゆくこととする。

○ 定期講読料は一口千円(三号分・送料込み)とする。

発行所・日本アナキズム研究センター

静岡県富士宮市杉田二五一 竜武一郎 気付

連絡先・東京都文京区本郷一―二四―一七 現代思想社内

越境の会 気付